

V 騒音の現況



環境騒音調査：三ツ池保育園

1 概 況

騒音は、各種公害のなかでも日常生活に密接な関係を持ち、発生源も多種多様にわたっており、平成23年度の公害に関する苦情のうち約24%を占めています。

また公害の種類別に被害との関係を見ると感覚的・心理的被害の割合が高く、かつ集中している特色があるため、一般に感覚的・心理的公害といわれています。これは騒音が、「好ましくない音」とか「無い方がよい音」と

いわれるように、心理的な評価を含んだ言葉で表現されたり、騒音に対する馴れや個人個人の好悪の感覚による差異があるためです。これが騒音の特徴であり同時に難しさでもあります。

発生源は、工場・事業場、建設工事、各種交通機関等から発生する音、飲食店等の深夜騒音や拡声機を使用する商業宣伝放送等からの音声などのほか、一般家庭からのエアコンの室外機、ペットの鳴き声、ピアノ、ステレオ等の音も近隣騒音としてとりあげられています。

本市では、環境騒音、自動車騒音の測定を定期的を実施し、生活環境の実態把握に努めています。また、工場・事業場につきましても、立入調査を引き続き実施し指導してまいります。

音の大きさのめやす

120デシベル	飛行機のエンジンの近く
110デシベル	自動車の警笛（前方2m） リベット打ち
100デシベル	電車が通るときのガード下
90デシベル	騒々しい工場の中、犬の鳴き声（正面5m） カラオケ（店内客室中央）
80デシベル	地下鉄の車内 ピアノ（正面1m、バイエル104番）
70デシベル	ステレオ（正面1m、深夜） 騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60デシベル	静かな乗用車 普通の会話
50デシベル	静かな事務所 クーラー（窓外、始動時）
40デシベル	市内の深夜、図書館 静かな住宅地の昼
30デシベル	郊外の深夜 ささやき声
20デシベル	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音（前方1m）

2 環境騒音

・道路に面する地域以外の地域に係る環境基準

地域の 類型	時間の区分	昼 間	夜 間
	愛知県の設定	午前 6 時から 午後 1 0 時まで	午後 1 0 時から 翌日の午前 6 時まで
A	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居 専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種 中高層住居専用地域	55デシベル 以 下	45デシベル 以 下
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地 域及び都市計画区域で用途地域の定められ ていない地域	60デシベル 以 下	50デシベル 以 下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業 地域	60デシベル 以 下	50デシベル 以 下

・道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
	愛知県の設定	午前 6 時から 午後 1 0 時まで	午後 1 0 時から 翌日の午前 6 時まで
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する 地域		60デシベル 以 下	55デシベル 以 下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する 地域		65デシベル 以 下	60デシベル 以 下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域			

注) 車線とは、一縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

地域の類型の設定は前表と同じ。

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間	夜 間
午前6時から午後10時まで	午後10時から翌日の午前6時まで
70デシベル以下	65デシベル以下
備 考	
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

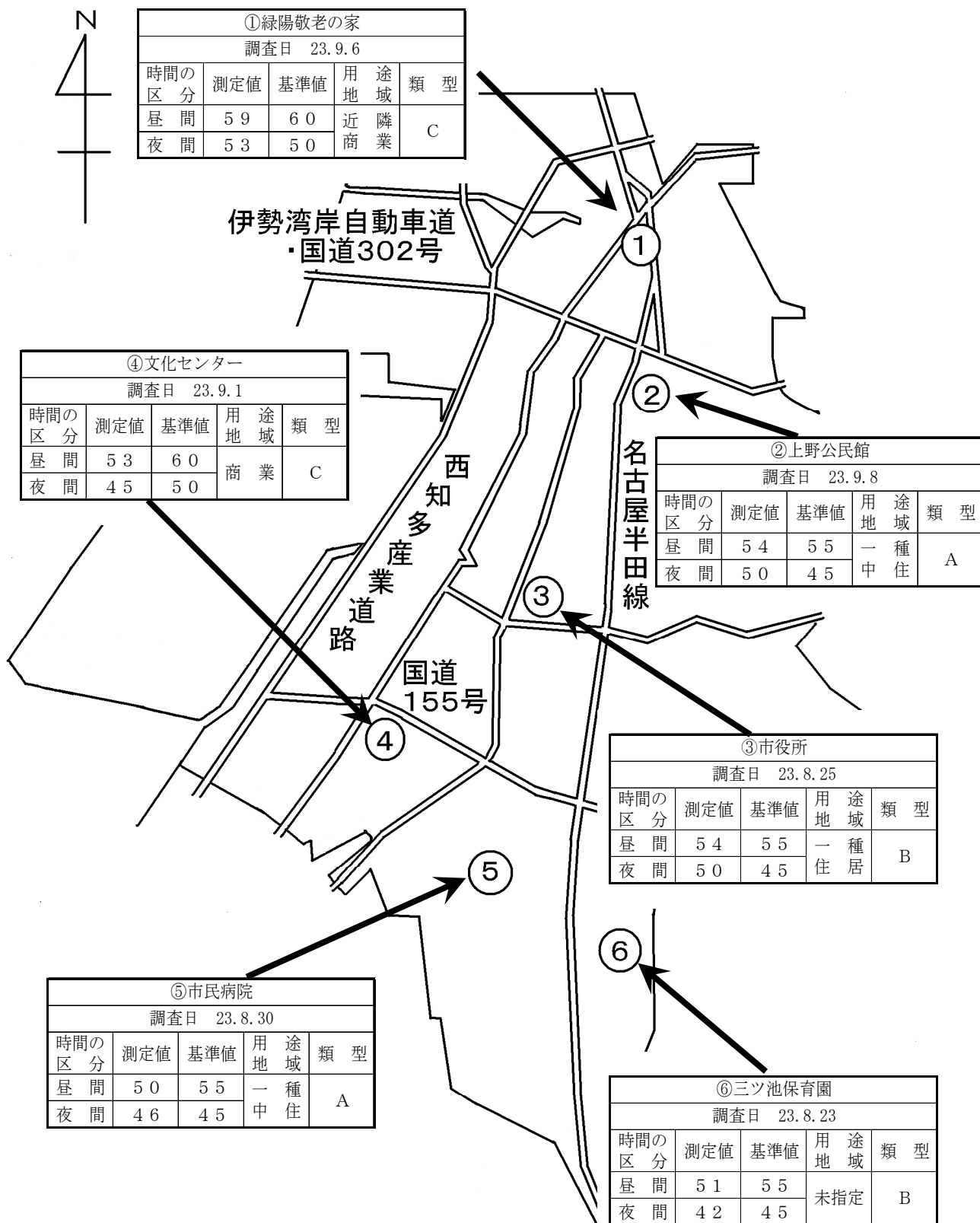
注) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上の区間)並びに一般自動車道であつて都市計画法施行規則第七条第一号に規定する自動車専用道路をいう。

・騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による特定工場等の規制基準

区域の 区 分	時間の区分	昼 間	朝・夕	夜 間
	愛知県の設定	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで 午後 7 時から午後 1 0 時まで	午後 1 0 時から 翌日の午前 6 時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居 専用地域、第2種低層住居 専用地域、第2種中高層 住居専用地域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	第1種住居地域、第2種 住居地域及び準住居地 域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域 及び準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
	都市計画区域で用途地 域の定められていない 地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	工 業 地 域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
	工 業 専 用 地 域	75デシベル	75デシベル	70デシベル

・調査地点及び調査結果

単位：デシベル（A）



地域の類型：A、B及びCは、一般の地域の騒音に係る環境基準

3 自動車騒音

・調査地点

No.	調査地点	所在地及び用途地域	道路名	車線数	自動車騒音による要請限度の区域	環境基準による地域
①	千鳥敬老の家	名和町一番割中59-2 (工業地域)	国道247号	6	幹線交通を担う道路に近接する区域	幹線交通を担う道路に近接する空間
②	名和東児童館	名和町戸石48-10 (第1種住居地域)	国道302号	4	幹線交通を担う道路に近接する区域	幹線交通を担う道路に近接する空間
③	消防北出張所	荒尾町大脇82 (第1種住居地域)	市道名和養父線	2	b区域のうち2車線以上の道路に面する区域	B区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域
④	市民体育館	高横須賀町榊形1-1 (準工業地域)	国道155号	4	幹線交通を担う道路に近接する区域	幹線交通を担う道路に近接する空間
⑤	加木屋市民館	加木屋町一本木2-1 (第1種住居地域)	主要地方道名古屋半田線	2	幹線交通を担う道路に近接する区域	幹線交通を担う道路に近接する空間

・騒音規制法による指定地域内の自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分 愛知県の設定	
	昼間 午前6時から 午後10時まで	夜間 午後10時から 翌日の午前6時まで
a区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル 以下	55デシベル 以下
b区域のうち1車線を有する道路に面する区域		
a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル 以下	65デシベル 以下
b区域のうち2車線以上の道路に面する区域		
a区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域		
b区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域		
c区域のうち1車線を有する道路に面する区域		
c区域のうち2車線以上の道路に面する区域		
c区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域		
c区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域		
c区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域		

注) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

・a区域からc区域までの用途地域の区分

区域区分	a 区域	b 区域	c 区域
用途地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

・調査地点及び調査結果

単位：デシベル（A）

